

小規模事業者持続化補助金 公募開始されます。

小規模事業者（注1、注2）が、商工会・商工会議所の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の2/3を補助します。補助上限額：50万円（注3）。

申請書作成支援を行いますので、申請をお考えの事業所はお早目のご連絡をお願いいたします。

公募期間：令和元年5月22日（水）～6月28日（金）【第1次締切】

～7月31日（水）【第2次締切】

※公募要領は福島県商工会連合会ホームページに掲載されております。

【福島県商工会連合会ホームページ】

[tp://www.f.do-fukushima.or.jp/](http://www.f.do-fukushima.or.jp/)



（注1）小規模事業者とは、「製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者（会社および個人事業主）」であり、常時使用する従業員の数が20人以下（卸売業、小売業、サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下）の事業者です。

（注2）商工会会員、非会員を問わず、応募可能です。

（注3）補助対象経費75万円の支出の場合、その2/3の50万円を補助します。同様に、補助対象経費60万円の支出の場合は、その2/3の40万円が補助金額となります。また、補助対象経費90万円の支出の場合には、その2/3は60万円となりますが、補助する金額は、補助上限額である50万円となります。